

平成17年度以降の事業実施の方向性について（案）

平成15年度及び平成16年度の事業においては、その費用分担は、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置等に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とすることを原則としている。

（参考：平成16年度環境技術実証モデル事業実施要領（抄））

第12章 費用分担

1. 15年度及び16年度の本実証モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。

2. 17年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

平成17年度の費用分担について、以下の二つのケースに分けて検討することとする。

ケース1：平成16年度あるいは17年度から実証試験を開始する技術分野

ケース2：平成15年度及び16年度の2ヶ年の実証試験を実施した技術分野

ケース1については、原則、平成16年度実施要領と同様の考え方で、引き続き実証試験を実施することとしたい。

また、ケース2については、実証申請者が実証試験にかかる費用について負担することで、平成17年度以降も実証を希望する技術についての実証試験が可能な体制を検討することとしたい。以下、ケース2について、事業実施の考え方の案を示す。

1. 費用分担

（1）実証を希望する者が、実証機器の設置、維持管理等に加え、実証試験にかかる費用についても手数料として負担する。

【今後の要検討項目】

- ・ 費用負担を求める費用範囲の設定
- ・ 分野ごとの標準的な経費の算定

(参考) 事業にかかる主な費用：

事業の運営・普及経費

- ・ 検討会運営、データベース運営、パンフレット類作成

分野ごとの実施体制整備、信頼性確保

- ・ 分野別WG運営、実証試験要領の作成、実証機関の選定、技術実証委員会運営、
実証試験計画策定

実証試験の実施

- ・ 実証試験の実施、実証試験結果報告書作成

実証機器の設置等

- ・ 実証機器の設置、運転・維持管理、撤去

(参考2) 実証試験費用の負担を考慮する際のメリット・デメリット

(メリット)

- ・ 2年間かけて確立させる実証試験要領を活用し、17年度以降も継続して技術実証が可能
- ・ (予算的制約による) 実証機関による技術選定を経ずに、実証希望者が自由に技術実証可能
- ・ 市場ニーズに沿った迅速な技術実証の対応が行われやすい。
- ・ 民間レベルで新たな「技術実証ビジネス」が創出され得る。

(デメリット)

- ・ 実証の金銭的負担から、事業ニーズや申請数が減少する可能性
- ・ 比較的規模の大きな企業、単価の高い技術の利用に利用の比重が移る可能性

2. 実証試験要領の策定

(1) 平成15年度及び16年度事業の成果を踏まえて策定された実証試験要領を用いる。

3. 実証機関の公募・選定

(1) 実証機関は、16年度実施要領と同様に、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を選定することとする。

(2) 実証機関を選定し、実証機関の事務(実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成等)を監督・助言する機関として、分野別WG及び/又は技術実証委員会は引き続き設置する。

【今後の要検討項目】

・(手数料条例を定める場合を除き)地方公共団体/地方環境研究所の本事業への関与の

あり方

- ・分野別WG及び/又は技術実証委員会の設置・役割の見直し

4．対象技術の公募

- (1) 技術実証を受けることを希望する者(開発者、販売店等)は、実証機関に申請し、実証試験の内容、手数料として支払う金額等について合意した上で、技術の実証を受けることとする。

【今後の要検討項目】

- ・技術の選定はせず原則希望技術を実証することについて費用分担の考え方との整合
- ・実証機関と技術実証申請者間の契約締結までに必要な手続き、契約書の内容

5．実証試験計画の策定

- (1) 実証機関は、実証申請者との協議を行いつつ、実証試験計画を策定し、環境省に提出する。

- (2) 実証機関が、実証試験計画を選定する際の助言機関として、分野別WG又は技術実証委員会は引き続き設置する。

【今後の要検討項目】

- ・地方公共団体の本事業への関与のあり方
- ・分野別WG及び/又は技術実証委員会の設置・役割の見直し(特に、費用負担の公平性のため実証試験計画の妥当性のチェック手法・体制はより重要になるのではないか。)

6．実証試験の実施

- (1) 実証機関は、16年度実施要領と同様に、実証試験を行う。必要に応じ、実証機関の一部を、外部機関に実施させることができる。

【今後の要検討項目】

- ・地方公共団体の本事業への関与のあり方
- ・分野別WG及び/又は技術実証委員会の設置・役割の見直し(例えば、担当委員(分野別WG又は技術実証委員会)による定期的な実証現場での確認等、実証試験の妥当性の確認方法のあり方、ルール化の必要性があるのではないか。)

7．実証試験結果報告書の作成

- (1) 実証機関は、16年度実施要領と同様に、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境

省の承認を得る。

(2) 実証機関が、実証試験結果報告書を取りまとめる際の助言機関として、分野別WG又は技術実証委員会は引き続き設置する。

【今後の要検討項目】

- ・ 地方公共団体の本事業への関与のあり方
- ・ 分野別WG及び / 又は技術実証委員会の設置・役割の見直し

8 . データベースの作成

(1) データベースには、実証試験結果報告書等を登録する。

9 . 知的財産の扱い

(1) [知的財産の扱いについては、費用負担の考え方を考慮し、別途検討する]